

平成 30 年度児童死亡事案検証結果報告書（箕面市事案）【概要版】

事案の概要

平成 29 年 12 月 25 日、箕面市において 4 歳男児（以下「本児」という。）が、全身に打撲痕、腹部圧迫で緊急搬送され、死亡。弟にも全身に打撲痕があったことから、同日、箕面警察署より、大阪府池田子ども家庭センター（以下、「子ども家庭センター」という。）が身柄付要保護児童通告を受理し、弟について一時保護開始。同日、母とその交際男性、知人男性が本児を暴行して死亡させた殺人容疑で逮捕され、平成 30 年 1 月 15 日、傷害致死罪で起訴された。また、その後、同年 7 月 27 日、弟を殴り怪我をさせたとして、母と母の交際男性、知人男性が傷害容疑で再逮捕され、現在も、勾留中である。本事案については、平成 28 年 6 月 3 日に母のネグレクトにより子ども家庭センターが、本児、弟を一時保護し、母へ指導の上、一時保護を解除、家庭引取りとし、在宅指導していた。平成 28 年 8 月に本家庭が池田市から箕面市に転居以降、本児及び弟を箕面市要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）という。）における要保護児童とし、協議会において当初は子ども家庭センターが主担機関として見守り支援をし、平成 29 年 5 月以降は、主担機関を、子ども家庭センターから箕面市男女協働・家庭支援室に変更することを決定し、支援を継続していた。

家族構成（年齢は事案が判明した平成 29 年 12 月時点）： 母（26 歳）、本児（4 歳、男児）、弟（2 歳）、〔母の交際男性（26 歳）、知人男性（20 歳）〕平成 29 年 11 月頃より同居

対応上の問題点・課題

1. 保護者のアセスメント・情報共有における課題

平成 28 年 5 月に、池田市子育て支援課は本家庭のライフラインが止まったことやこれまでの支援経過から一時保護が必要であると判断し、子ども家庭センターに虐待通告をしたが、池田市子育て支援課が心配していた母の養育状況等の情報について十分に子ども家庭センターに伝わらなかった。

また、本家庭は転居後、箕面市要対協における要保護児童であったが、入所前に保育所と要対協による支援状況等の共有がなされていなかった。さらに、平成 29 年 12 月、保育所が家庭訪問した際に、弟の内出血痕について把握をし、箕面市家庭支援室に連絡をしたが、すぐに子ども家庭センターに連絡もしくは個別ケース検討会議を開催していなかった等、各関係機関での情報共有及び、保護者の状況・養育状況等をふまえたアセスメントが不十分であった。加えて、平成 29 年 11 月に、母の新たな交際相手の存在、弟の顔に内出血痕が把握される等、養育環境等の変化があったが、ケースの状態の変化に応じたアセスメントが行われていなかった。

2. 池田市から箕面市への引継ぎの際の課題

本家庭が池田市から箕面市に転居した際、各関係機関が池田市から箕面市にケース移管を行ったが、ケース移管の書類に、リスクアセスメントや今後の援助方針に関する記載がなかったため、ケース移管を受理した箕面市には危機感が伝わらなかったのではないかと。また、転居に伴い、子ども家庭センターは、箕面市家庭支援室に口頭で本事案の経過を伝えていたが、引継ぎ時の本事案の危機感について子ども家庭センターと箕面市家庭支援室の間で温度差が生じていたと思われる。ケース移管の際に、それぞれの機関が単独で引継ぎをするだけでなく、箕面市要対協の個別ケース検討会議等で関係者が対面して引継ぐ必要性があった。

3. 子ども家庭センターから箕面市への主担機関変更の際の課題

平成 29 年 5 月に子ども家庭センターから箕面市に主担機関を変更したが、本児らが保育所入所後 1 か月しか経っておらず、かつ、欠席が続き登所が不安定な状況であり、このタイミングでの変更の判断は適当とは言えなかった。また、主担機関を箕面市に変更した際に、子ども家庭センターは、保育所にモニタリングポイントを伝え、見守り依頼し、箕面市家庭支援室に引継ぐ必要があり、箕面市家庭支援室は、子ども家庭センターと認識を共有し、保育所から情報を得てアセスメントする必要があった。さらに、どの機関がマネジメントをし、どの機関が本家庭に働きかけるか、主担機関としての箕面市の役割、その他の機関の役割を明確にすべきであり、アセスメントの共有、主担機関変更後の支援方法の協議のためにも、個別ケース検討会議の開催が必要であった。また、子ども家庭センターが家庭訪問を終了する際に、今後、関わる箕面市がどのような役割で支援を行うか等について母だけでなく親族にも説明しておく必要があったのではないかと。

4. 箕面市の組織・体制・情報共有・進行管理における課題

箕面市家庭支援室は、保育所が抱えていた危機感を受け止め、その意向を尊重し、リスクアセスメントや、個別ケース検討会議開催等を通じ支援方針を立てるという主担機関としての役割を十分に担えておらず主担機関である箕面市家庭支援室を含めた関係機関の役割分担が明確になっていなかったのではないかと。

平成 29 年 12 月、保育所から弟の左頬に内出血痕を確認した旨の一報を受理した箕面市家庭支援室は、養育環境の変化や受傷を把握したことから、本家庭のリスク度に変化があったと判断し、組織内で個別ケース検討会議開催の必要性等について協議する必要があった。箕面市家庭支援室は、相談及び通告を受理した際、組織的な対応・進行管理ができるよう体制を見直す必要があるのではないかと。

5. 府の市町村への支援に関する課題

国の検証部会及び本検証部会においても、組織内の情報共有や連携、組織内部のチェック体制、アセスメントや危機感の共有等、同じ提言が繰り返されているにもかかわらず、児童虐待による死亡事案等が起こっているということは、組織的な相談対応力が不十分であること、また専門性が蓄積されない等、相談機関の構造的な問題があるのではないかと。府として市町村の現状を踏まえ、支援を講じるべきである。

再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

1. アセスメントの重要性

虐待ケースを支援する上で、要対協において共同のアセスメント及びプランニングを行いながら、役割分担を明確にし、協働することは重要である。そのためには、良好なコミュニケーションの構築が重要であり、専門性や客観性を持った第三者的な有識者等が、議論に参画することで、互いに意見を述べやすくなり、円滑な議論になる場合もあるため、第三者の活用は有効である。また、アセスメントする際には、当事者の視点に立ち、支援ニーズのアセスメントを行うことに併せて、その家庭のストレングスに着目した支援の検討も非常に重要である。さらに、保護者の身体面及び精神面等をアセスメントする際には、個別ケース検討会議において、市町村や子ども家庭センター等によるアセスメントに加え、保健所や医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉担当者の医療・精神保健に関する専門職からも助言を得ることが望ましい。加えて、ケースの状態の変化に応じたアセスメントも重要である。

2. 自治体間の情報共有の徹底

ケース移管については、懸念事項が確実に伝わるような引継ぎ方法、文書の場合ではその内容が伝わる書面が必要であり、府は、アセスメント、援助方針、要対協での支援方針等がわかるような書式を府内の市町村の共通書式として改訂し、周知する必要がある。また、ケース移管の際には、個別ケース検討会議を活用し、転出・転入それぞれの担当者同士が直接顔を合わせて行うことが必要であり、リスク等に応じて、確実に必要な情報や危機意識が伝わる方法を府で検討すべきである。

3. 主担機関を変更する際に、考えられるリスクやモニタリングポイント等の情報共有を徹底

主担機関を変更する際には、ケースのリスクアセスメントを行った上で、過去及び現在の状況から、今後予測されるリスクについても伝え、それらをどのようにモニタリングするのか、また、どのように支援をするのかについて伝えることが必要である。その際、その後の子ども家庭センター、市町村の担当課及びモニタリング機関との役割分担等を明確にし、支援体制を確保する必要があるため、主担機関を変更する際の実務者会議もしくは個別ケース検討会議でこれらについて協議することが重要である。

4. 市町村の児童福祉主管課に子ども家庭センターとの連絡担当者を置く等、連携強化の工夫

市町村児童福祉主管課に、子ども家庭センターとの連絡担当者を決めておくことで、ケース担当者が不在であっても子ども家庭センターと協議をすることができるため、連携強化のための仕組みとしては有効である。

5. 市町村職員の専門性を向上させるための府の支援の強化

市町村の児童家庭相談における対応力強化のため、義務研修に加え、新任職員、中堅職員、スーパーバイザーの分野別の研修を実施する等、研修を経験年数、役割に応じた体系化や過去の死亡事案検証を踏まえた研修内容の工夫も必要である。府による研修実施だけではなく、専門職の任用やスーパーバイザーの配置を進める等、市町村における相談体制強化が必要不可欠であるため、国や府は市町村児童家庭相談担当課の専門職の任用やスーパーバイザーの配置が進むような働きかけや施策を検討すべきである。

6. 市町村児童家庭相談における組織的な対応の徹底

市町村の相談担当者のためのガイドラインである『大阪府市町村児童家庭相談援助指針』について、府は、再度、市町村に周知徹底し、市町村は、フローや手順の遵守が必要である。子どもの所属等にモニタリングを依頼する際には、モニタリングのチェックポイントや連絡が必要な事項等を書面で依頼することで、主担機関とモニタリング機関の双方が共通の認識のもと、アセスメントを行い、リスクの見逃しを防ぐことが重要である。このため、モニタリングのチェックポイントとその際の対応等について、『大阪府市町村児童家庭相談援助指針』に明記することが必要である。併せて、要対協におけるマニュアルを策定している市町村については、当該マニュアルにも明記することが望ましい。

【国への提言】

市町村における相談体制の強化を図るには、職員の専門性の向上や組織としての相談対応力の蓄積が不可欠である。このため、専門職の任用やスーパーバイザーの配置が促進されるような技術的支援、財源の確保等の施策をお願いしたい。